別表第八　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（電磁的方法による保存） **第六十三条**　法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。 ［2・3　略］ （報告の徴収） **第百三十一条**　発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様式第二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、固体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆の実効線量の評価に係るものにあっては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあっては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 2　［略］ （電磁的記録媒体による手続） **第百三十四条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことが［できる。］ ［一］　第五十九条第一項又は第三項の運転計画 ［二］　第六十条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書 ［三］　第九十条第三項の届出書 ［四］　第九十一条第一項の申請書 ［五］　第九十三条第二項の届出書 ［六］　第百三十一条第一項の報告書 ［項を削る。］	（電磁的方法による保存） **第六十三条**　法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。 ［2・3　同上］ （報告の徴収） **第百三十一条**　発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあっては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあっては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 2　［同上］ （フレキシブルディスクによる手続） **第百三十四条**　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことが［できる。］ ［各号を加える。］

第五十九条第一項又は第三項の運転計画	様式第七
第百三十一条第一項の報告書	様式第八

2　次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一　第六十条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書

二　第九十条第三項の届出書

三　第九十一条第一項の申請書

四　第九十三条第二項の届出書